令和７年度　世羅町職員採用候補者試験（第２次募集）案内

～　障害のある人を対象とした候補者試験　～

令和７年７月 14 日
世　　羅　　町

◇ 申込受付期間

令和７年７月 14 日(月)～令和７年８月 15 日(金)

◇ 第１次試験日

令和７年９月７日(日)　午前９時から　（受付：午前８時 30 分から）

◇ 採用予定日

令和８年４月１日(水)　予定

１　試験職種・採用予定人員及び職務の概要

試験職種	採用予定人員	職務の概要
一般事務 （障害のある人）	１人程度	町長部局、教育委員会等において、一般行政事務に従事します。

２　受験資格

試験職種	年齢及び資格・免許等
一般事務 （障害のある人）	平成３年４月２日から平成 20 年４月１日までに生まれた人で、次のいずれかの手帳等の交付を受けている人 ア　身体障害者手帳 イ　療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書 ウ　精神障害者保健福祉手帳

(1)　第１次試験は、活字印刷文によるマークシート方式です。

(2)　学歴は問いません。

(3)　次のア～ウのいずれかに該当する者は受験できません。

ア　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

イ　世羅町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人

ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(4)　申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、合格を取り消すことがあります。

３　受験手続

受験手続は、次のいずれかの方法により行ってください。

(1)試験案内・申込書の請求

直接受取る場合	次の配布場所で直接受取ってください。 **・世羅町役場総務課　　・せらにし支所生活課** ※ 配布時間は午前８時 30 分から午後５時 15 分まで （土・日曜日及び休日を除く。）
郵送により請求する場合	◇ 請求用封筒の表左下に**赤字で「試験案内・申込書請求」と書き、**裏に差出人の郵便番号・住所・名前を明記してください。 ◇ **１４０円切手**を貼った返信用封筒（郵便番号・住所・名前を明記）を同封して、次の請求先に請求してください。 （請求先） 〒722-1192　広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地１ 世羅町役場　総務課総務係（職員事務担当） ※ 返信用封筒は、Ａ４サイズが入る角型２号（34cm×24cm）を使用してください。 ※ **８月６日（水）以降、**郵便により請求する場合は、**「速達」で請求**し、**４４０円切手**を貼った返信用封筒（**「速達」と表示し、郵便番号・住所・名前を明記**）を同封してください。
ホームページよりダウンロードする場合	◇ 世羅町ホームページにて、募集案内並び試験申込書（様式）をダウンロードすることができます。 【世羅町公式ホームページアドレス】 https://www.town.sera.hiroshima.jp ※ダウンロードした試験申込書（様式）は、白地の上質紙（Ａ４サイズ・210mm×297mm）へ印刷して使用してください。

(2)申込方法

申込受付期間　令和７年７月 14 日(月)～令和７年８月 15 日(金)

持参する場合	**世羅町役場総務課**へ提出してください。 ※ 受付時間は午前８時 30 分から午後５時 15 分まで （土・日曜日及び休日を除く。）
郵送する場合	封筒の表左下に**赤字で「申込書在中」と書き、裏に差出人の郵便番号・住所・名前を明記のうえ、特定記録郵便又は簡易書留**で総務課（前表の「請求先」を参照）へ郵送してください。 ※ **８月 15 日（金）の消印があるものまで有効。** ※ 郵便局で発行される受領証は受験票が届くまで大切に保管してください。 ※ 提出書類は、クリアファイル等へ入れないで、そのまま封筒に入れて郵送してください。

(3) 提出書類

○申　込　書　１部（町指定様式）

○申込書の２　１部（町指定様式）

身体の障害により、試験会場において配慮を必要とする事項については、申込みの際にこの様式により必ず申出てください。

○身体障害者手帳等の写し

○職　歴　書　１部（町指定様式）職歴が**４つ以上**ある人のみ。

※ 申込書は、黒の万年筆又はボールペンにより楷書で所要事項を自書してください。消えるボールペンやワープロなどによる記入は認められません。

※ 満年齢の記入は、申込み時の年齢ではなく、令和８年４月１日の年齢としてください。

※ 職歴は、申込書の職歴欄へ記入すると共に、職歴が**４つ以上**ある場合は、別紙、職歴書へ全ての職歴を記入して提出してください。

身体の障害により、試験会場において配慮を必要とする場合は、申込みの際に必ず申出てください。

(4)受験票の交付

受験票は、申込書の５欄「現住所」へ記入された住所へ後日送付します。

※　９月１日(月)頃までに届かない場合は、総務課へお問合せください。

※ 受験票が届きましたら、最近３か月以内に撮影した脱帽上半身のもの(写真サイズ：縦5.5cm×横4.5cm、カラー)を貼って試験当日持参してください。

※　試験当日、受験票がない又は受験票に写真を貼ってないものは受験できません。

※　再発行等は行いませんので、受験日には必ず持参してください。

４　試験の方法

(1) 第１次試験

ア　教養試験（高等学校卒業程度）と適性検査を行います。

イ　試験内容、問題形式及び試験時間は次のとおりです。

試　　験	試　　験　　内　　容	問題形式	試験時間
教養試験	時事、社会・人文に関する一般知識及び文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力についての筆記試験	択一式	２時間
適性検査	職務遂行に必要な適性や性格特性検査	択一式	１時間

(2) 第２次試験（第１次試験合格者に対して行います。）

・面接試験(個別面接及び企画提案試験)

５　試験の日時・場所・合格発表

<table>
<tr><th>試験区分</th><th>日　　時</th><th>場　　所</th><th>実施方法</th><th>合　格　発　表</th></tr>
<tr><td>第１次試験</td><td>令和７年
９月７日(日)
午前９時～
午後１時頃
※受付開始
午前８時 30 分～</td><td>甲山農村環境改善センター

世羅郡世羅町大字西上原 123 番地１</td><td>世羅町が直接行います。</td><td>令和７年９月 17 日（水）午後１時、世羅町役場本庁舎及びせらにし支所の掲示板に掲示のほか、合格者に通知します。
※１時間後にホームページ掲載</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２次試験</td><td>令和７年
10 月 18 日(土)
又は 19 日(日)予定</td><td>世羅町役場</td><td rowspan="2">世羅町が直接行います。</td><td rowspan="2">令和７年 10 月下旬、世羅町役場本庁舎及びせらにし支所の掲示板に掲示のほか、合格者に通知します。
※１時間後にホームページ掲載</td></tr>
<tr><td colspan="2">日時は、第１次試験合格通知書において指定します。</td></tr>
</table>

※第１次試験に昼食の休憩時間はありません。

※合格発表は、掲示板への掲示の１時間後に、世羅町ホームページへ合格者の受験番号が掲載されます。

※合格発表について、電話でのお問合せはできません。

※感染症や気象等の状況によっては、試験日程を変更する場合があります。

６　合格から採用までの経過及び給与等

(1)　この試験に基づく合格者の採用は、原則として令和８年４月以降に行います。
(2)　給与は４年制大学新卒者で初任給２１３，６００円のほか諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当等)が支給されます。なお、学校卒業後職務に関する有用な経験を有する者等については、それぞれ別に定めるところによって上記の額に増額して決定されます。
(3)　勤務時間は原則として平日（月曜日～金曜日）の８時 30 分から 17 時 15 分までの７時間 45 分（休憩１時間）です。
(4)　合格者は、各試験項目の成績を総合的に勘案して決定します。最終合格者は世羅町職員採用候補者名簿に登載され、この名簿に基づき任命権者が採用者を決定します。
(5)　受験資格がないこと、又は申込書の記載内容が正しくないことが判明したときは、合格・採用を取消します。
(6)　最終合格者数は、採用見込数と辞退見込数とを基礎として決定されますので、合格しても採用されないことがあります。採用はすべて条件付で、原則として採用から６か月間を良好に勤務したとき正式採用になります。

７　第１次試験受験上の注意事項

(1)　郵送された受験票に写真を貼って、試験当日持参してください。
(2)　携帯電話等の使用はできません。時計としての使用も禁止しますので電源は必ず切ってください。スマートフォン等も同様に使用できません。
(3)　教養試験の解答用紙は、マークシート方式になりますので、筆記用具（芯先の丸い HB の鉛筆と消しゴム）を持参してください。
(4)　試験会場で寒い場合は上着などで調整してください。
(5)　試験会場は「禁煙」となっております。

８　その他（日本国籍を有しない職員の担当業務等について）

日本国籍を有しない外国籍の人は、「永住者」又は「特別永住者」の在留資格を令和８年３月までに取得できる人が受験できます。

（参考）日本国籍を有しない職員の任用原則

「公権力の行使又は公の意思の形成に参画する公務員については日本国籍を必要とする。」という公務員の基本原則に基づき、世羅町では外国籍の職員は次の業務及び公の意思の形成に参画する職に就くことができません。

(1)公権力の行使にあたる業務
- 町民の権利又は自由を一方的に制限することとなる業務
- 町民に義務又は負担を一方的に課すこととなる業務
- 町民に対して強制力をもって執行する業務

(2)公の意思の形成に参画する職

本町の行政について企画立案決定等に関与することで、専決権を有する職（ライン職）の課長以上の職が該当します。

９　注意事項

この試験は、世羅町職員の採用試験であり、国家公務員、都道府県及び他の市町村職員の採用試験ではありませんのでご注意ください。

第１次試験会場周辺地図

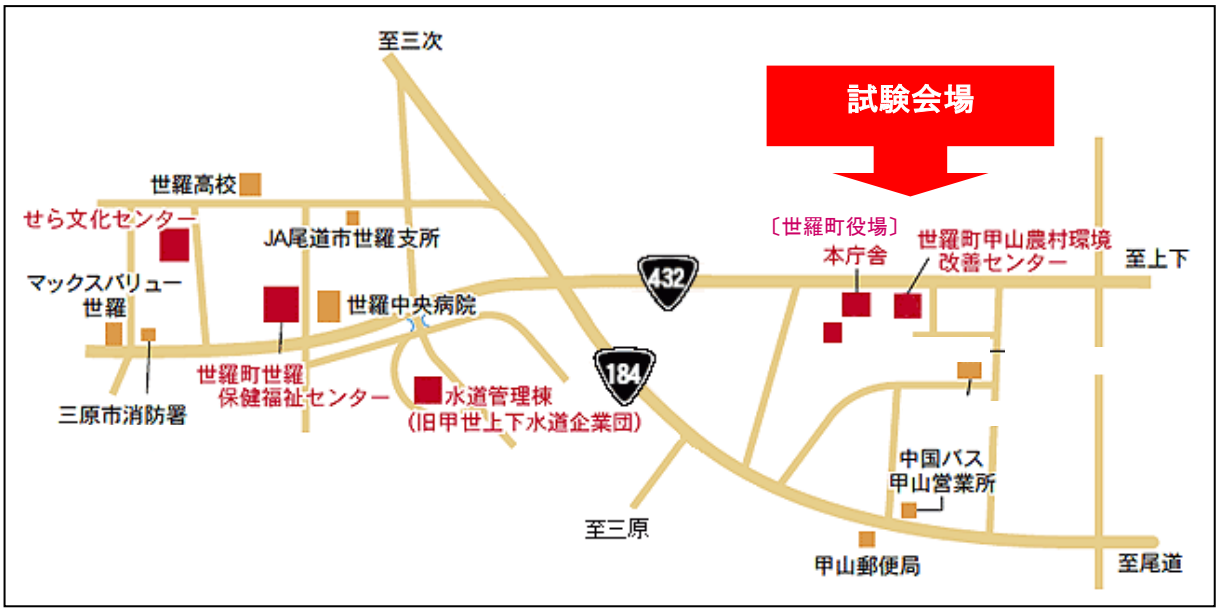

なお、試験会場への駐車については、会場正面に駐車場があります。会場周辺の空き地などに停めることはできません。

自然災害時等の対応について

台風・自然災害等の気象条件その他の事情により試験日程を変更する場合には、世羅町ホームページにてお知らせします。また、試験当日は、原則電話の取次ぎができません。ただし、やむを得ない急用の場合は、お問合せ先電話番号へ連絡してください。

＜お問合せ先＞

世羅町役場　総務課総務係（職員事務担当）

郵便番号　〒７２２－１１９２
住　　所　広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1
電話番号　0847－22－1111（平日８時 30 分～17 時 15 分）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ　https://www.town.sera.hiroshima.jp

いつまでも住み続けたい日本一のふるさと

世　羅　町